

(第十九部 第一類)

第二回 参議院議院運営委員会政党及び選挙に関する小委員会会議録第八号

昭和二十三年七月四日(日曜日)午後九時二分開会

本日の会議に付した事件

○選挙運動等の臨時特例に関する法律

案(衆議院提出)

○衆議院選挙法の一部を改正する法律

案(衆議院提出)

○委員長(藤井新一君) 只今より政党及び選挙に関する小委員会を開きます。議題は選挙運動等の臨時特例に関する法律案並びに衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案でございます。

先づ第一に、選挙運動等の臨時特例に関する法律案の第十六條を次のように修正したいと思ひます。

第十六條第一項中「三回以内において」を削り、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に左の一項を加える。

2 前項の放送に関しては、当該選挙区のすべての議員候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数を與える等、同等の利便を提供しなければならない。

というように修正するのでありますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井新一君) 御異議ないものと認めます。その他に御質問があれば御発言を願います。

○板野野次君 意見はありますけれども、今もう時間もありませんし、小委員会ですから、意見は保留して置きます。

○門屋盛一君 只今の修正箇所を除いた本案全部を議題に供して本小委員会の処置を決定して頂きたいということをお願いいたします。

○委員長(藤井新一君) 御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤井新一君) 御異議ないものと認めます。ついでには只今の修正案以外の全部を議題に供します。只今よりこれについて採決いたします。賛成の方は挙手を願います。
〔挙手者多数〕

○委員長(藤井新一君) 多数と認めます。それではさうに決定いたしました。次は衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案、本案全部を議題といたします。賛成の方の挙手を願います。
〔意見を言わせないんだな〕と呼ぶ者あり〕
〔挙手者多数〕

○委員長(藤井新一君) 多数と認めます。よつて本案は可決いたしました。本日はこの程度で閉会いたします。午後九時六分散会
出席者は左の通り。

委員長 藤井 新一君
委員 左藤 義隆君
門屋 盛一君
木内 四郎君
竹下 豊次君
佐々木良作君

事務局側

参事(法制部長) 川上 和吉君
参事(委員部長) 河野 義克君

第十九部第一類 議院運営委員会政党内閣及び選挙に関する小委員会会議録第八号 昭和二十三年七月四日【参議院】

昭和二十三年八月二十五日印刷

昭和二十三年八月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局